

報告第1号

専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

専決第1号

和解及び損害賠償の額の決定

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第1号及び第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月5日専決

新城市長 下江洋行

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 事故発生日時  | 令和3年7月14日 午前11時30分頃   |
| 2 | 事故発生場所  | 新城市豊岡字一ノ瀬18番6地内 市道望月線   |
| 3 | 賠償する相手方 | 新城市在住 80代男性   |
| 4 | 事故の概要   | 相手方が運転する軽自動車が市道望月線を走行中、愛知県が所有する県有林野地法面から落石が発生し、相手方車両の前方右側に当たり車両が破損した。 |
| 5 | 損害賠償額   | 95,594円   |

## 報告第2号

### 専決処分事項の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 専決第3号

### 工事請負契約の変更

新城市長の専決事項の指定（平成17年11月24日議決）第3号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月10日専決

新城市長 下 江 洋 行

1	工 事 名	桜淵公園再整備豊川左岸側整備工事
2	工 事 場 所	新城市庭野地内
3	変更前請負契約金額	216,700,000円
4	変更後請負契約金額	217,979,300円
5	今回変更による増額	1,279,300円
6	契約の相手方	ごんだ・三河特定建設工事共同企業体 構成員（代表者） 新城市庭野字東植田38番地1 株式会社ごんだ 代表取締役 権 田 まゆみ 構成員 新城市庭野字藤ノ本15番地 三河建設工業株式会社 代表取締役 下 嶋 太

第1号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

専決第2号

令和3年度新城市一般会計補正予算（第13号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年1月14日専決

新城市長 下江洋行

## 第2号議案

### 新城市事務分掌条例の一部改正

新城市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市事務分掌条例の一部を改正する条例

新城市事務分掌条例（平成17年新城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部の事務分掌中第8号及び第9号を削り、同条企画部の事務分掌中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 地域情報基盤の管理に関すること。
- (9) 情報システムの管理に関すること。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、市の組織の一部を変更するため必要があるからである。

### 第3号議案

#### 新城市個人情報保護条例の一部改正

新城市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

#### 新城市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新城市個人情報保護条例（平成17年新城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第39条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

## 第4号議案

### 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

新城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

### 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の育児休業等に関する条例（平成17年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条—第28条」に改める。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第26条を第28条とし、第5章中同条の前に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第26条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等のため必要があるからである。

## 第5号議案

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新城市消防団員等公務災害補償条例（平成17年新城市条例第234号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業等の廃止に伴い、規定を整理するため必要があるからである。



## 第6号議案

### 新城市国民健康保険税条例の一部改正

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

### 新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

本則中「被保険者の基礎課税額に係る」を「被保険者に係る基礎課税額の」に、「被保険者の後期高齢者支援金等課税額に係る」を「被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の」に改める。

第6条第1号中「以下同じ。）及び」を「次号、第10条及び第28条第1項において同じ。）及び」に、「以下同じ。）以外」を「第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。）以外」に改める。

第18条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第28条中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に、「並びに同条第3項本文」を「、同条第3項本文」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 870円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 450円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,900円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,410円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,350円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,700円

第28条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第3号において同じ。」の次に「及び」を加える。

附則第10項中「第28条」を「第28条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第11項、第12項及び第14項中「第3条及び」を「第3条、第7条、第11条及び」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第15項中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第16項及び第17項中「第3条及び」を「第3条、第7条、第11条及び」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第18項及び第19項中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第20項及び第21項中「第3条及び」を「第3条、第7条、第11条及び」に、「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1号、第18条第1項、第28条及び第28条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第10項から第12項まで及び第14項から第21項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の新城市国民

健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の国民健康保険税の均等割額の減額措置を講ずる等のため必要があるからである。

## 第7号議案

新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項中「6,000円」を「7,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に支給する報酬の額を改定するため必要があるからである。

## 第8号議案

### 新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

### 新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市湯谷園地の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第165号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

施設名	区分	単位	使用料
美谷駐車場	自動二輪車及び原動機付自転車	1日1回	500円
	普通自動車	1日1回	1,000円
	大型自動車	1日1回	3,000円

#### 備考

- 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する普通自動車をいう。
- 「大型自動車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- 使用料を徴収する日は、次に掲げる期間に該当する日とする。
  - 4月29日から5月5日までの日
  - 7月1日から9月30日までの日
  - その他市長が別に定める日

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 理 由

この案を提出するのは、美谷駐車場の使用料を徴収する日を定める等のため必要があるからである。

第9号議案

新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正

新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部を改正する条例

(新城市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城市公共用物の管理に関する条例(平成17年新城市条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

使用の種類	区分	単位	使用料 (単位:円)
電柱等の工作物	第1種電柱	1本1年につき	730
	第2種電柱	1本1年につき	1,100
	第3種電柱	1本1年につき	1,500
	第1種電話柱	1本1年につき	650
	第2種電話柱	1本1年につき	1,000
	第3種電話柱	1本1年につき	1,400
	その他の柱類	1本1年につき	65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	640
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メ	390

		一トル1年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	550
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,200
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,300
地下埋設管等の物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	27
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	39
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	59
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	78
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	160
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	270
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	390
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	780
通路等の施設	上空に設ける通路	使用面積1平方メートル1年につき	590
	地下に設ける通路	使用面積1平方メ	360



			一トル1年につき		
	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	1,300	
露店等の施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル1日につき	12	
	その他のもの		使用面積1平方メートル1月につき	120	
看板、旗ざお等の物件	看板（アーチで設けるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	120	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,200	
	標識		1本1年につき	1,000	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本1日につき	12
		その他のもの		1本1月につき	120
	アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき	1,200
その他のもの			1基1月につき	590	
太陽光発電設備及び風力発電設備			使用面積1平方メートル1年につき	1,300	
工事用施設及び工事用材料			使用面積1平方メートル1月につき	120	
その他の目的に使用する場合			使用面積1平方メートル1年につき	Aに0.0464を乗じて得た額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4

- 条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 6 Aとは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により、市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表す。

（新城市道路占用料条例の一部改正）

第2条 新城市道路占用料条例（平成17年新城市条例第177号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
-------------	----	----	---------------

法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本1年につき	730
	第2種電柱	1本1年につき	1,100
	第3種電柱	1本1年につき	1,500
	第1種電話柱	1本1年につき	650
	第2種電話柱	1本1年につき	1,000
	第3種電話柱	1本1年につき	1,400
	その他の柱類	1本1年につき	65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	7
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル 1年につき	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	640
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年 につき	390
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個1年につき	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	550
	広告塔	表示面積1平方 メートル1年 につき	1,200
その他のもの	占用面積1平方 メートル1年 につき	1,300	
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	27
	外径が0.07メートル以上0.1 メートル未満のもの	長さ1メートル 1年につき	39
	外径が0.1メートル以上0.15	長さ1メートル	59

	メートル未満のもの		1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	78
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	120
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	160
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	270
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル 1年につき	390
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル 1年につき	780
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対補象として設置する導線その他の施線類	地下に設けるもの	長さ1メートル 1年につき	4
		その他のもの	長さ1メートル 1年につき	13
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,000
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	650
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	390
	その他のもの		占用面積1平方	1,300

			メートル1年につき	
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	590
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	360
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,300
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	12
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	120
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	120
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	1,200
	標識		1本1年につき	1,000
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本1日につき	12

1号に掲げる物件		けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	120
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	12
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	120
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	1,200
その他のもの		1基1月につき	590	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	1,300
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	120

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、公共用物の使用料及び道路占用料の額を改定するため必要があるからである。

## 第10号議案

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年新城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例

第1条中「第68条の2第1項」を「第68条の2第1項及び第5項並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「畜舎特例法施行規則」という。）第58条第1項」に、「建築物に関する制限」を「建築物の建築の制限及び制限の緩和」に改める。

第3条中「建築物」を「建築物（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「畜舎特例法」という。）第2条第1項に規定する畜舎等を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（建築物の用途の制限の緩和）

第4条 的場地区整備計画区域内（商業活用地区に限る。）においては、法第48条第6項の規定にかかわらず、法別表第2（へ）項第6号に掲げる建築物（店舗及び飲食店に限る。）でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるものを建築することができる。

第6条に次の2項を加える。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、そ



の全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 前項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば改正前の同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業（以下この項において「当該事業」という。）の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 当該事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

第10条第1項及び第2項中「第3条」を「第3条、第4条」に改める。

第13条第1項第3号中「第4条、」を削り、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに畜舎特例法第8条第1項及び畜舎特例法施行規則第61条第1項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号、畜舎特例法第8条第2項第2号及び第3号並びに畜舎特例法施行規則

第61条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項並びに畜舎特例法第8条第1項及び畜舎特例法施行規則第61条第1項の規定により第3条及び第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項並びに畜舎特例法第8条第1項及び畜舎特例法施行規則第61条第1項の規定により引き続き第3条及び第5条の規定（第3条及び第5条の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第53条並びに第5条の規定に適合すること。
  - (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
  - (3) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
  - (4) 第3条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
  - (5) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の19第2項第1号に規定する範囲内のものを除く。）を伴わないこと。
- 2 法第3条第2項並びに畜舎特例法第8条第1項及び畜舎特例法施行規則第61条第1項の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、前項第5号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号、畜舎特例法第8条第2項第2号及び第3号並びに畜舎特例法施行規則第61条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。
  - 3 法第3条第2項並びに畜舎特例法第8条第1項及び畜舎特例法施行規則第61条第1項の規定により第5条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様

替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号、畜舎特例法第8条第2項第2号及び第3号並びに畜舎特例法施行規則第61条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、第5条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後においてエレベーターの昇降路の部分(当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅又は老人ホーム等(法第52条第3項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ。)の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。)、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分となること。

(2) 増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分以外の部分の床面積の合計が基準時における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。

(3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分の床面積の合計(以下この号において「対象部分の床面積の合計」という。)が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積(改築の場合において、基準時における対象部分の床面積の合計が次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ基準時における当該建築物の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準時における対象部分の床面積の合計)を超えないものであること。

ア 自動車車庫等部分 5分の1

イ 備蓄倉庫部分 50分の1

ウ 蓄電池設置部分 50分の1

エ 自家発電設備設置部分 100分の1

オ 貯水槽設置部分 100分の1

カ 宅配ボックス設置部分 100分の1

別表第1中「的場地区地区整備計画区域」を「的場地区整備計画区域」に、「的場地区地区計画」を「的場地区計画」に改め、同表に次のように加える。

国道151号沿道（豊栄）地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東三河都市計画国道151号沿道（豊栄）地区計画のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------------	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第5条－第9条関係）

対象区域の名称	計画地区の区分	用途の制限	容積率の最高限度	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
八名井企業団地地区整備計画区域	A地区	1 工場（鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用する事業を営むもの及びレディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰めで出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用する事業を営むものを除く。） 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物（消防法（昭和23年法律第18		1,000平方メートル	道路境界線までの距離は3メートル、隣地境界線までの距離は1メートル		道路に面する側の垣又は柵の構造等は、次のいずれかに掲げるものとする。 (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス、鉄柵等又は整地地盤面からの高さが2メートル以下の塀とし、道路境界線から1メー

		6号) 別表第1の備考1 6に規定する第4石油類 の貯蔵に限る。)				トル以上後 退しなけれ ばならな い。
		3 前2号の建築物に附属 するもの				
B地 区	1 工場(鉱物、岩石、土 砂、コンクリート、アス ファルト・コンクリー ト、硫黄、金属、ガラ ス、れんが、陶磁器、骨 又は貝殻の粉碎で原動機 を使用する事業を営むも の及びレディーミクス トコンクリートの製造又は セメントの袋詰めで出力 の合計が2.5キロワッ トを超える原動機を使用 する事業を営むものを除 く。)	1, 0 00平 方メー トル	道路 境界 線ま での 距離 は3 メー ト ル、 隣地 境界 線ま での 距離 は1 メー トル		道路に面する 側の垣又は柵 の構造等は、 次のいずれか に掲げるもの とする。 (1) 生垣 (2) 透視可能 なフェン ス、鉄柵等 又は整地地 盤面からの 高さが2メ ートル以下 の塀とし、 道路境界線 から1メー トル以上後 退しなけれ ばならな い。	
	2 配送センター及び物流 センター					
	3 倉庫業を営む倉庫					
	4 前3号の建築物に附属 するもの					
杉山 住宅 区	全地 区	法別表第2(ろ)項に掲げ る建築物(同表(い)項の	10分 の15	200 平方メ	10 メー	

団地 地区 整備 計画 区域		第3号から第7号までに掲げる建築物を除く。)		一トル		トル	
的場 地区 整備 計画 区域	商業 活用 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舍及び下宿 4 自動車教習所 5 畜舎（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。） 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	10分 の1500平方メー トル	3,000平方メー トル			
	居住 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条					

		<p>の6の2で定める運動施設</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎（ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものを除く。）</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの（令第130条の7の2で定めるものを除く。）</p>				
新城IC周辺地区整備	全地区	<p>1 工場（日本標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するもの）及びそれに関連する研究開発施設並びに物流施設。た</p>		1,000平方メートル	道路境界線及び隣地境	道路に面する側の垣又は柵の構造は、次のいずれかに掲げるものと

計画 区域		<p>だし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 法別表第2(る)項第1号に掲げる事業を営む工場</p> <p>イ 法別表第2(る)項第2号に掲げるもの</p> <p>ウ 産業廃棄物処理業の用に供するもの</p> <p>2 前号の建築物の従業員のための共同住宅及び寄宿舎</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>		<p>界線までの距離は4メートル。ただし、軒の高さ3メートル以下の守衛所又はこれに類する用途に供する建築物は除く。</p>	<p>する。</p> <p>(1) 生垣</p> <p>(2) メッシュフェンス、鉄柵その他これらに類するもの</p>
国道	全地	1 次に掲げる建築物で、		道路	



15 1号 沿道 (豊 栄) 地区 整備 計画 区域	区	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えないもの ア 法別表第2(は)項第5号に掲げるもの(床面積の制限を除く。) イ 都市計画法第34条第1号に規定する主として当該区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類するもの(アに掲げるものを除く。) 2 農産物等の処理、加工又は集出荷の用に供する施設 3 冠婚葬祭業の用に供する集会場 4 前3号に掲げる建築物に併設する事務所、倉庫及び車庫並びに修理工場		境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル		
--	---	---	--	-----------------------	--	--

		(自動車小売業又は農耕用品小売業を営む店舗に併設するものに限る。)					
		5 畜舎 (ペットショップ、ペットホテルその他これらに類するものに限る。)					

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 理 由

この案を提出するのは、地区整備計画区域内の建築物に関し、必要な制限等を定めるため必要があるからである。

第11号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第14号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

第12号議案

令和3年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

第13号議案

令和3年度新城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第14号議案

令和3年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

第15号議案

令和3年度新城市病院事業会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

第16号議案

令和4年度新城市一般会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行



第17号議案

令和4年度新城市国民健康保険事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第18号議案

令和4年度新城市後期高齢者医療特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第19号議案

令和4年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第20号議案

令和4年度新城市宅地造成事業特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第21号議案

令和4年度新城市千郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第22号議案

令和4年度新城市東郷財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第23号議案

令和4年度新城市吉川組財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第24号議案

令和4年度新城市小畑財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行



第25号議案

令和4年度新城市中宇利財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第26号議案

令和4年度新城市富岡財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第27号議案

令和4年度新城市黒田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第28号議案

令和4年度新城市庭野財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第29号議案

令和4年度新城市一畷田財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第30号議案

令和4年度新城市八名井財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第31号議案

令和4年度新城市大野財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第32号議案

令和4年度新城市川合池場財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行



第33号議案

令和4年度新城市海老財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第34号議案

令和4年度新城市山吉田財産区特別会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第35号議案

令和4年度新城市作手財産区特別会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第36号議案

令和4年度新城市病院事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第37号議案

令和4年度新城市水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第38号議案

令和4年度新城市工業用水道事業会計予算

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第39号議案

令和4年度新城市下水道事業会計予算  
この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

新城市長 下 江 洋 行

第40号議案

新城市教育委員会委員の任命

次の者を新城市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	鈴木志保	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる教育委員会委員がいるため必要があるからである。



第41号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	今泉千秋	[REDACTED]

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。



第43号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	平賀博己	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。

第44号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	鈴木伸和	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。

第45号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	栢久保 正 治	████████████████████

理 由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。

第46号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	清水憲義	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。

第47号議案

新城市大野財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市大野財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	鈴木直宜	

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいる等のため必要があるからである。

第48号議案

新城市川合池場財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市川合池場財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	小石 豊	████████████████

理由

この案を提出するのは、令和4年3月31日をもって任期満了となる財産区管理委員がいるため必要があるからである。











## 第53号議案

### 市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	東末旨池田線	新城市石田字東末旨37番8地先	
		新城市石田字池田5番地先	
2	南畑池田線	新城市字南畑7番2地先	
		新城市石田字池田6番地先	

### 理由

この案を提出するのは、狭あい道路整備等推進事業を実施するため、市道を廃止する必要があるからである。

## 第54号議案

### 市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

新城市長 下江洋行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	黒坂東末旨線	新城市石田字黒坂4番2地先	
		新城市石田字東末旨37番3地先	

### 理由

この案を提出するのは、狭あい道路整備等推進事業を実施するため、市道に認定する必要があるからである。